

2007年11月12日

行革担当大臣  
渡辺 喜美 様

**独立行政法人整理合理化計画に対する意見**  
**～独立行政法人国民生活センターの整理合理化について～**

日本生活協同組合連合会

独立行政法人の整理合理化計画の策定について、基本的な考え方は理解することができますが、消費者団体として消費者行政の充実・強化を求める立場から、意見を申し上げます。

**(意見)**

日本の経済財政状況を考えた場合、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は促進すべきであり、独立行政法人の整理合理化計画の考え方について、基本的に理解できます。

「官から民へ」の流れのなか、行政の手法は、事業者の事前規制型から、市場メカニズムを活用した事後チェック型へと転換してきています。市場メカニズムの活用には、「消費者が自立した主体」として権利を行使できる環境が必要ですが、消費者と事業者との間には情報量・交渉力などでの構造的な格差があります。そのため、行政は、消費者の自立支援のための環境整備を行うことが求められており、このことが21世紀型消費者政策の基本的枠組みを定める消費者基本法（2004年改正）の眼目となっています。端的に言えば、「官から民へ」の流れがすすむほど、より消費者への支援の充実が求められる構造にあることが踏まえらるる必要があります。

また、福田首相の所信表明演説でも「悪徳商法の根絶に向けた制度の整備など、消費者保護のための行政機能の強化」が述べられ、今後より一層の消費者重視の施策実施が期待されています。

こうした中で、国民生活センターが他の独立行政法人と一律に整理合理化の対象とされ、規模の縮小を含めた議論がされていることは、上述した「官から民へ」の流れと消費者支援策充実の要請との関係を全く踏まえていないものです。国民生活センターについては、消費者基本法に定められている役割「消費者に対する啓発及び教育等における中核的な組織」を積極的に果たすためにも、他の独立行政法人と一律に整理合理化を行うべきではなく、むしろ機能強化をこそ図るべきです。

**国民生活センターの果たすべき役割について**

消費者被害の多発や相次ぐ製品事故により、全国の消費生活センターに寄せられる苦情・相談は、ここ数年100万件を超える数になっています。

このように深刻な消費者被害により国民生活が脅かされているなかで、国民生活センターは、全国の消費生活センターの中核的機関として役割を発揮することが期待されています。

特に、国民生活センターにおける相談情報の集積機能や商品テストにおける問題発見機能は、紛争解決にも有用であり、より一層の強化が求められています。さらには、国民に迅速に情報が届けられるよう、情報分析・発信機能も強化し、公表権限を法的に付与することも検討をすべきです。

もちろん、国民生活センターにおいても、その機能を有効に発揮するための効率化、体制整備などが強く求められていますが、他の独立行政法人と一律の整理合理化をすべきではありません。

以 上